

## 試験検査結果書

ジェイウォーター株式会社 様

株式会社 再春館安心安全研究所  
所 長 岡村 奈 敬  
〒862-0924 熊本市中央区帯山4-17-1  
TEL: (096) 385-1222 FAX: (096) 385-1221

検 体 名 ナチュラルミネラルウォーター

製造・採取年月日

令和8年5月12日 受付の検体について、検査を行った結果は下記の通りです。

検 査 項 目	検査結果	基準値	単 位	試 験 法
001 アンチモン	0.0005 未満	0.005以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
002 カドミウム	0.0003 未満	0.003以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
003 水銀	0.00005 未満	0.0005以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
004 セレン	0.001 未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
005 銅	0.1 未満	1以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
006 鉛	0.001 未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
007 バリウム	0.1 未満	1以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
008 ヒ素	0.001 未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
009 マンガン	0.005 未満	0.4以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
010 六価クロム	0.002 未満	0.02以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
011 亜塩素酸	0.06 未満	0.6以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
012 塩素酸	0.06 未満	0.6以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
013 クロロ酢酸	0.002 未満	0.02以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
014 クロロホルム	0.006 未満	0.06以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
015 残留塩素	0.01 未満	3以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
016 シアン (シアンイオン及び塩化シアン)	0.001 未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
017 四塩化炭素	0.0002 未満	0.002以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
018 1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.04以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
備 考				

本結果書を他に掲載するときは、当研究所の承認を受けて下さい。

## 試験検査結果書

ジェイウォーター株式会社 様

検査項目	検査結果	基準値	単位	試験法
019 ジクロロアセトニトリル	0.001未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
020 1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.004以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
021 ジクロロ酢酸	0.003未満	0.03以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
022 ジクロロメタン	0.002未満	0.02以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
023 シス-1,2-ジクロロエチン及び トランス-1,2-ジクロロエチン	0.004未満	0.04以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
024 ジプロモクロロメタン	0.01未満	0.1以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
025 臭素酸	0.001未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
026 亜硝酸性窒素	0.004未満	0.04以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
027 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.4	10以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
028 総トリハロメタン	0.01未満	0.1以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
029 テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
030 トリクロロエチレン	0.0004未満	0.004以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
031 トリクロロ酢酸	0.003未満	0.03以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
032 トルエン	0.04未満	0.4以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
033 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.007未満	0.07以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
034 フッ素	0.08未満	2以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
035 プロモジクロロメタン	0.003未満	0.03以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
036 プロモホルム	0.009未満	0.09以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
037 ベンゼン	0.001未満	0.01以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
038 ホウ素	0.1未満	5以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
039 ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
040 有機物等(全有機炭素)	0.3	3以下	mg/L	昭和34年 厚生省告示第370号
041 味	異常なし	異常なし	---	昭和34年 厚生省告示第370号
備考				

本結果書を他に掲載するときは、当研究所の承認を受けて下さい。









